

令和二年度第十二回（二月）

諫早市農業委員会総会

議事録

# 令和2年度諫早市農業委員会 第12回総会議事録

1 開催日時 令和3年2月26日(金) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時15分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (17人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 3番 中尾貞治 4番 久本純造

5番 立森和富 6番 前田貞松 8番 松尾正晴

9番 長谷川 博 10番 山口勇満 11番 中島康範

12番 松本秀徳 13番 陣野昭則 14番 山口廣三

16番 周防克己 17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (3人) 2番 久保 繁 7番 中川一範 15番 澤久 進

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第6号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理通知の取消願の件

第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第6号 農業用施設届出書受理の件

第7号 農地改良等届出書受理の件

7 そ の 他



され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番から5番は譲受人が同一の案件です。

3番、長田地区、高天町の農地1筆、461㎡、

4番、長田地区、高天町の農地1筆、402㎡、

5番、長田地区、高天町の農地1筆、405㎡、計3筆1,268㎡について、公共事業で収用される農地の代替地として購入する申請です。権利取得後の農地面積は6,685㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に52年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約40分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、多良見地区、多良見町野副の農地1筆、659㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,189㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までの距離は約300mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、高来地区、高来町山道の農地1筆、2,398㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,659㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までの距離は約1,500mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、寄附を受ける農地において年間を通し、サツマイモを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項のただし書きの例外規定が適用されますので、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農

地において年間を通し、大根、ほうれん草、大豆を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程お願いします。

議 長 2番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
議 長 次に、3番から5番まで長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番から5番までの農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 3番から5番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番から5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番から5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 6番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
議 長 次に、7番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地に

において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 7番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 (議案第2号) ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小野地区、小野島町の田1筆、770㎡の農地について、農業用施設用地、農業用倉庫、農業用資材置場とする転用申請で、農業用資材置場部分については追認とするものです。区域区分は調整区域、農振白地となっており、農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者ですが、小野島町で農業を営んでおり、今回、農業用倉庫と苗床を整備する計画となっております。土地利用計画についてですが、造成はなく現状のまま利用し、雨水排水については自然流下で側溝へ放流します。隣接する農地はありません。また、申請地の一部においては、平成15年頃からタンクやパレット等の農業用資材置場として利用しており、今後も利用します。農地を許可なく農地以外のものにしていたということで、顛末書が提出されております。資金については通帳の写しで確認しています。

2番、飯盛地区、飯盛町開の畑2筆、355㎡の農地について、住宅用地及び事業所用地とする転用申請で、一部は追認するものです。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、飯盛支所から概ね300m以内にありますので第3種農地に該当しております。申請者は飯盛町内で自動車販売業を営んでおり、販売及び修理車両置場として10台分の駐車場を整備する計画となっております。また、昭和44年に既存の住宅を増築する形で住居を建築しましたが、登記地目が畑となったままとなっていたため、今回農地転用申請に至ったものでございます。雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続しており、隣接する農地はありません。農地を許可なく農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされており、資金については融資証明で確認しています。議案第2号については、以上となっております。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われま。ご審議の程よろしくお願。い。し。ま。す。

- 議 長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、2番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 2番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。  
 (議案第3号) 事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。  
 1番、諫早地区、目代町の畑2筆、537㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本申請ですが、譲受人が現在使用している資材置場が手狭になってきていることから、新たな資材置場として整備するもので、建設機械置場として使用いたします。土地については造成を実施せず、現状のまま利用します。雨水は自然流下で水路へ、隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しています。
- 2番、小野地区、小野町の田1筆、499㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永久、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。土地については造成を実施せず、現状のまま利用し、隣接地との間にはブロック塀を設置いたします。建物は木造平屋の住宅を建築し、雨水については側溝へ、汚水等については集落排水へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。
- 3番、長田地区、猿崎町の畑1筆、237㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永久、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請地ですが、切土を最高1.8m施し、申請地の周辺の一部に擁壁を整備いたします。建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水については側溝へ、汚水等については下水道

へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

4番、飯盛地区、飯盛町平古場及び開の農地25筆、15,676.58㎡と併用地として水路用地の一部2㎡を合わせた合計15,678.58㎡を倉庫及び事業所用地とする転用申請です。区域区分は、その他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請者は、飯盛町内に本社がある法人の親会社となります。この法人の子会社は現在、飯盛町に本社を置き、諫早市飯盛町と大村市において、冷蔵倉庫業及び運送業を展開しております。本件は既存施設の老朽化や貸借している土地の一部の返還を求められていることから、倉庫と事業所用地を新たに整備するものです。土地利用計画及び被害防除計画について説明します。申請地の造成計画については、盛土を最高1.55m、切土を3.15m施し、冷凍倉庫1棟、事務所1棟、トラック駐車場等を整備いたします。また、申請地周辺には擁壁及び法面保護を施し、周辺に影響が無いようにいたします。雨水については、申請地内に新たに整備する側溝から道路側溝及び河川へ放流し、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝及び河川へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。また、都市計画法第29条第2項に基づく開発許可申請中です。

5番、高来地区、高来町黒崎の畑1筆、504㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は贈与、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成をせず現状のまま利用し、周辺には擁壁を設置することにより、被害の発生が無いようにいたします。建物は平屋建ての住宅を建築し、雨水については自然流下で水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

6番、高来地区、高来町溝口の畑1筆、352㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振地域外です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成をせず現状のまま利用いたします。建物は平屋建ての住宅を建築し、雨水については溜樹を設置し水路へ放流し、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

7番、高来地区、高来町下与の畑1筆、232㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振地域外です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、切土を最高0.6m施し、申請地の周辺の一部に新たにコンクリート擁壁を整備いたします。建物は2階建ての住宅を建築し、雨水については自然流下で道路側溝へ、汚水等については集落排水へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

8番、小長井地区、小長井町古場の畑3筆1,731㎡と併用地23筆



74, 792㎡を合わせた計76,523㎡について、農業用施設、鶏舎とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地、契約内容は売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。全体事業計画としては、申請地を含む29筆、計207,192.09㎡に、堆肥舎等の施設を含む鶏舎を整備するもので、約50万羽の飼養を予定しております。本申請については、全体事業を第1工区から第4工区に分けたうちの第1工区分に該当するものとなっております。土地利用計画及び被害防除計画について説明します。全体事業としては、鶏舎、堆肥舎、鶏糞ボイラー施設、管理棟、管理宿舎等の施設を整備し、このうち申請地は、第1工区内の調整池及び緑地帯の一部となります。全体事業の造成計画としては、盛土を最高2.1m、切土を最高1.2m施し、種子吹付による法面保護を施し、周辺に被害の発生が無いようにいたします。雨水排水については、開発区域内に調整池を5か所設置し、放流量を調整しながら既存の水路及び道路側溝へ放流します。污水排水についてですが、鶏舎の洗浄水は埋設管を通して汚水槽4か所へ集め、市内にある自社の污水処理施設へ搬出し、処理を行います。なお、管理棟及び管理宿舎の污水については、合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。鶏糞の処理については、鶏舎内の鶏糞を集積し、堆肥舎へ運び、施設内の鶏糞ボイラー施設にて焼却します。その際に発生するバイオマス燃料を利用して鶏舎の床暖房に活用します。焼却後に発生する焼却灰については、肥料として国内外に販売する計画となっております。地元関係自治会との協議等についてですが、長里自治会と令和2年12月21日付で、廣川良自治会とは令和3年2月1日付で協定書を締結しております。隣接する農地はなく、資金については残高証明及び融資証明で確認しています。なお、都市計画法上の手続きについては、農業用施設の整備であるため手続きは不要となりますが、市及び県等の関係各機関とは協議済となっております。議案第3号については以上です。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

- 議 長 2番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。  
議 長 次に、3番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 3番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。  
議 長 次に、4番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 4番の説明がありました、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。  
議 長 次に、5番から7番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。  
6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。  
7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 5番から7番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

- 議 長 ご異議がないようですので、5番から7番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 8番について、何かご質問はありませんか。
- 委 員 地元自治会との協議もなされているということで、しっかりと手続きをしていると理解しております。ただ、畜産においては、牛ではBSE、豚では口蹄疫や豚コレラ、そして採卵系のブロイラーでは鳥インフルエンザというものが発生した場合に、埋設という問題があります。特に、この50万羽、年間出荷羽数300万羽というのは県内最大規模になると思います。そして、他県では土地を購入して建設計画を進めている途中で、地元住民の反対があり、その計画が頓挫するということが多々あるようです。こういう中で、要件を満たしていれば農業委員会が農地転用の許可をするというのは当然なのでしょうけれども、やはりこれだけ多くの数を出荷する施設において、地元でどういう説明があって、本当に2つの自治会だけでいいものだろうかということについて、許可をしないということではなくて、情報収集をやるべきではないかと思います。
- 議 長 ただ今の質問を踏まえて、鳥インフルエンザ等が発生した場合、廃棄処分をする土地はここに含まれていますか。
- 事 務 局 まず、鳥インフルエンザ等が発生した場合の埋設地については、計画図の南東側に設置する計画となっております。そして、地元自治会との協議については、長里川流域の自治会との協議が入念になされておまして、その中で特に污水に関係することについて、十分な協議がなされております。具体的には月1回調整池の定期点検をし、年1回溜まった汚泥の処理をするとか、そういった調整池の管理等を含めた協定書が締結されております。
- 議 長 20haの大規模な施設をつくる訳でございますので、通常はつけないような駐車場を、出入口の4か所に設置するよう求めています。昨日の地区別協議会で話ができましたけれども、鳥インフルエンザの時には石灰を撒く訳でありますので、それが側溝に直接流れ出ないように、駐車スペースの方に行ってから雨水と一緒に汚水処理場に持っていくような設計としております。
- 委 員 長崎県下でも10万羽くらいを飼っているところで、病気が結構蔓延しているようで、周りから見れば50万羽という大規模の鶏舎でありますので、密集しているということが危惧されております。また、近くにため池等があれば、それこそカモ等が入ってくる恐れがあるということで、申請者も入ってこないような対策が伺えるのですが、基本は地元の住民に支障がでないような形というのを農業委員会としても釘をさしておくことが大事かと思ひ、意見を言わせてもらいました。
- 議 長 近くにため池もありますし、そういうところに污水が流れ出ないように協議をしておりますので、クリアしたのではないかと考えております。ほかにご質問はあり

ませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、8番は申請どおり許可することに決定いたします。  
議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題  
(議案第4号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、黒崎町、赤崎町の農地3筆、7,000㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

2番、中央干拓地区、中央干拓の農地6筆、84,474㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借2年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、飼料作物の生産を主体に経営されています。

3番から5番は借受人が同一の案件です。

3番、多良見地区、多良見町舟津の農地3筆、1,262㎡、

4番、多良見地区、多良見町舟津の農地6筆、1,944㎡、

5番、多良見地区、多良見町舟津の農地1筆、647㎡、計10筆3,853㎡を農業経営規模拡大を行うため3番を使用貸借6年で、4番を賃貸借10年で、5番を使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

6番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、4,866㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借5年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

7番、高来地区、高来町黒崎の農地1筆の一部4㎡を許可不要の携帯基地局として転用したため、残地の1,123㎡を、使用貸借10年で再度借り入れる申出です。申出人は、水稻、いちごの生産を主体に経営されています。

8番と9番は借受人が同一の案件です。

8番、高来地区、高来町善住寺の農地1筆、1,099㎡、

9番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、115㎡、計2筆1,214㎡を、農業経営規模拡大を行うため使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、里芋の生産を主体に経営されています。

10番、高来地区、高来町平田の農地4筆、3,730㎡を、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

11番、森山地区、森山町本村の農地1筆、3,122㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、玉ねぎ、大豆の生産を主体に

営されています。

以上、1番から11番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 議案第4号の説明がありました。1番から11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から11番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から11番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第4、5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の12番から30番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号の12番、小野地区、小野町の農地2筆、2,789㎡を、議案第5号の1番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の13番、小野地区、黒崎町、赤崎町の農地3筆、9,371㎡を、議案第5号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の14番、小野地区、小野島町、川内町の農地8筆、111,159㎡を、議案第5号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、アスパラの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第4号の15番から21番は借受人が同一の案件です。

議案第4号の15番、森山地区森山町田尻、森山町杉谷の農地6筆8,518㎡、

議案第4号の16番、森山地区森山町田尻、森山町杉谷の農地3筆3,624㎡、

議案第4号の17番、森山地区、森山町杉谷の農地4筆、3,463㎡、

議案第4号の18番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,285㎡、

議案第4号の19番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,066㎡、

議案第4号の20番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,084㎡、

議案第4号の21番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、1,031㎡、

計18筆20,071㎡を、議案第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農

業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の22番と23番は借受人が同一の案件です。

議案第4号の22番、森山地区、森山町田尻の農地3筆、2,297㎡、

議案第4号の23番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、553㎡、

計4筆2,850㎡を、議案第5号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、ニラの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の24番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、728㎡を、議案第5号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ニラの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用につながります。

議案第4号の25番から27番は借受人が同一の案件です。

議案第4号の25番、森山地区、森山町杉谷の農地5筆、4,497.76㎡、

議案第4号の26番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、829㎡、

議案第4号の27番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、1,719㎡、

計8筆7,045.76㎡を、議案第5号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大につながります。

議案第4号の28番と29番は借受人が同一の案件です。

議案第4号の28番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、1,463㎡、

議案第4号の29番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、327㎡、

計3筆1,790㎡を、議案第5号の8番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、生姜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大につながります。

議案第4号の30番、高来地区、高来町東平原の農地1筆、1,664㎡を、議案第5号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、里芋の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大につながります。

続きまして議案第5号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、赤崎町の農地2筆2,227㎡について、議案第5号の10番のとおり、配分を受けるものの変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大につながります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年1か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて

いる本野地区、湯野尾町の農地7筆7, 587㎡について、議案第5号の11番のとおり、配分を受けるものの変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、レモングラス、パパイヤ、ツルムラサキ、パクチーの生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年10か月となっています。

以上、第4号議案の12番から30番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から11番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第4号の12番から30番、また、議案第5号の1番から11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第4号の12番から30番を許可し、議案第5号の1番から11番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号の12番から30番を許可し、議案第5号の1番から11番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第6号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を(議案第6号) 議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明いたします。

本案は、地籍調査課が地籍調査事業を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。

1番、真津山地区、貝津町の市街化調整区域の土地107筆について、農地から農地以外への変更が101筆、農地以外から畑への変更が6筆予定されています。

2番、真津山地区、小船越町の市街化区域の土地117筆について、農地から農地以外への変更が111筆、農地以外から畑への変更が6筆予定されています。

農地以外への地目変更が予定されているもので、公共事業等による許可不要案件を除き転用履歴等が確認できなかったものについては、農地法の許可等の確認がとれていないため、地籍調査課へ「一部の農地において、農地法の手続き等を必要とする」と回答したいと考えております。以上で説明を終わります。

議長 議案第6号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

委員 1番の貝津町のNo.5、No.10からNo.12については、事務局ではどのような処理をしようと考えていますか。

事務局 地籍調査課へは、農地法の許可の確認が取れていないということで回答をした後に、手続きについての協議をしたいと考えています。

議長 ほかに質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)  
ご質問がないようですので、地籍調査事業による農地地目の変更については、「一部の農地において必要な手続き等を必要とする」と意見することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
ご異議がないようですので、地籍調査事業による農地地目の変更については、「一部の農地において必要な手続き等を必要とする」と意見することに決定いたします。

(報 告)  
次 に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、小野地区から1件、本野地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から1件、森山地区から1件、高来地区から1件、合計7件の届出が出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から1件、森山地区から7件、合計8件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の1件は耕作者を変更するため、森山地区の7件のうち1件は売買するため、残りの6件は農地中間管理機構に貸し付けるためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、船越町の畑2筆、計454㎡を住宅用地にする届出があつております。

2番、諫早地区、幸町の田1筆567㎡を住宅用地にする届出があつております。

報告第4号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理通知の取消願の件」につきましてご報告いたします。

1番、小栗地区、鷺崎町の畑1筆571㎡を住宅用地にする4条の転用届出がなされておりましたが、届出者の都合により4条の受理通知を取り消し、5条の転用届に変更するものです。次の報告第5号の2番と3番に関連します。

報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、日の出町の畑1筆897㎡を資材置場用地にする売買の届出があつております。

2番、小栗地区、鷺崎町の畑1筆250㎡を住宅用地にする売買の届出があつております。

3番、小栗地区、鷺崎町の畑2筆、計319㎡を住宅及び通路用地にする売買の届出があつております。

報告第6号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、小栗地区、平山町の田1筆1,103㎡のうち90㎡に農業用倉庫を設置



する届出がっております。

2番、高来地区、高来町平田の田1筆555㎡のうち131.5㎡に、農業用倉庫を設置する届出がっております。

報告第7号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、森山地区、森山町田尻の畑2筆、計1,088㎡について、畑地嵩上する届出がっております。現在、排水が悪いため、畑地嵩上を行い、生産性を高めるもので、工事後は柿、みかん等を作付する計画です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	7件。
議案第2号	農地法第4条許可	2件。
議案第3号	農地法第5条許可	8件。
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	30件。
議案第5号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	11件。
議案第6号	地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件	2件。

以上、審議件数は、全部で60件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和2年度諫早市農業委員会第12回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)